

知りたい？ 知りたくない？

死刑執行の事前告知

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

日本に死刑制度があることは、この数年、死刑判決が増えていることから、よく知られるようになってきました。また、近く裁判員制度が開始されることから、一般の市民が死刑を適用することを公正に判断できるのか、という議論も盛んに行われています。

しかし、死刑の実態は秘密にされていることが少なくありません。

死刑の執行を行ったことすら、公にしたのは、中村正三郎法相（当時）による、1998年11月の執行が初めてでした。それも人数だけであり、執行された人の氏名等まで明らかにするようになったのは2007年12月の鳩山邦夫法相（当時）による執行からです。

☆☆☆

刑事訴訟法476条は「法務大臣が死刑の執行を命じたときは、五日以内にその執行をしなければならない」と定めています。この執行命令書が、ジャーナリストによる情報公開請求に応じて、初めて全面的に開示されました。鳩山、保岡、森の3名の法相による、5回、計15名に対する死刑執行命令書が公開されました。

それにより、たしかに執行は命令書の日付の4日後、あるいは3日後に行われていることがわかりました。金曜日に執行命令が出され、翌週火曜日に執行されている例からみると、その日数には土日も含まれるようです。大臣たちはどんな思いでその週末を過ごしてきたのでしょうか。

☆☆☆

今の日本では、執行予定を事前に告知することは死刑囚本人にもその家族にもなされていません。1960年代には告知した例もあったようですが、告知を受けた死刑囚が、執行を待たず、自殺してしまうことがあったため、執行当日の朝、つまり執行の直前まで秘密にされているそうです。

東京拘置所の視察委員会は「少なくとも一両日前には本人に告知し、最後の身辺整理などに時間の猶予を与えるべきだ」という意見書を3月31日に東京拘置所に対して提出しました。東京拘置所の死刑確定者を含む被収容者へのアンケートの結果にもとづく要望だそうです。また、それは国連機関による日本の死刑の状況に関する勧告などでも指摘されてきた点です。

☆☆☆

私たちの中にも、執行の事前告知とは残酷な話ではないか、と逡巡する気持がなくはありませんが、それは死刑そのものの残酷さの反映にほかならないようです。